

ごみの戸別収集（声かけ収集事業）のご案内

声かけ収集とは

見守りを主としたごみの戸別収集です

家庭ごみを、ごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等を対象に、見守り福祉ネットワークの一環として、職員が戸別に訪問し、安否を確認しながら家庭ごみを収集するものです。この制度は、ごみ出しの負担を減らすとともに、各種相談もお受けし、生活実態に即した支援につなげていこうとの考えです。

対象となる世帯

声かけ収集を利用することができる世帯は、家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難であり、かつ、他の方からごみ搬出の協力が得られず、次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 介護保険法の規定により、要介護認定又は要支援と認定された、65歳以上の一人暮らし又は65歳以上のみで構成されている世帯
- (2) 次のア～ウのいずれかに該当し、一人暮らし又は当該者のみで構成されている世帯
 - ア 身体障害者手帳1級又は2級の方
 - イ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方
 - ウ 療育手帳A1又はA2の方
- (3) ごみを近隣住民等の協力を得て、ごみステーションまで出すことができない世帯
- (4) 市長が特に必要と認める世帯

「市長が特に必要と認める世帯」とは、
次のような世帯を想定しています。

- ① 高齢者のみ
- ② 年少者などで構成
- ③ けがや病気で自宅療養中の一人暮らし
- ④ 同居者があっても、同居者が病弱
- ⑤ 出産を控え外出ができない一人暮らし

ごみ出しにお困りの方は、お気軽に電話等でご連絡ください。

収集方法

- ◎週1回以上の収集となります。
- ◎収集場所は、玄関先となります。
- ◎収集時間は、ご相談ください。
- ◎収集の際は、一人ひとりに声かけします。

収集するごみ

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物
(粗大ごみは、別途承ります。)



地域の皆さんも、あたたかく見守りましょう。

(ご注意)

この事業を利用するには、申請と調査が必要です。同居する家族やご近所の方などの協力が得られる世帯は、声かけ収集を利用できない場合もあります。

問合せ先 生活環境課
(市役所第2庁舎1階)
☎681-1126

※市職員が訪問して、ご相談に応じることができます。